

杵築市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条に規定する許可に係る事務のうち、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営に関する基準及び墓地等の経営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(申請前の協議)

第3条 法第10条第1項又は同条第2項の規定による墓地等の経営又は変更の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該申請に係る計画（以下「墓地等の計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による協議を行うときは、墓地等の計画に関する協議書を市長に提出しなければならない。

(標識の設置及び説明会等の開催)

第4条 申請予定者は、墓地等の計画の周知を図るため、当該土地の外部から見やすい場所に標識を設置するとともに、近隣住民等に対し、説明会等により墓地等の計画について説明を行わなければならない。ただし、既存の墓地内において納骨堂を経営しようとするときは、この限りでない。

2 申請予定者は、標識を設置したとき及び説明会等を行ったときは、速やかに、墓地等の計画に関する標識設置及び説明会等開催報告書を市長に提出しなければならない。

(墓地等の経営の許可の基準)

第5条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請が第3条及び前条の規定による手続を経たものであるとともに、墓地等の計画が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第11条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしないものとする。

- (1) 地方公共団体が墓地等を設置しようとするとき。
- (2) 墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が墓地等を設置しようとするとき。
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が墓地又は納骨堂を設置しようとするとき。
- (4) 地縁による団体が団体の構成員又はその親族のみが利用するために墓地を設置しようとするとき若しくは現に設置している墓地を移転、統合又は拡張整備しようとするとき。
- (5) 自己又は親族が利用するために墓地を設置しようとする者が付近に利用することができる前各号に規定する法人又は団体が経営する墓地がなく、規則で定める特別な理由があると認められるとき。

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可の申請があった場合に準用する。

(墓地の設置場所の基準)

第6条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 住宅、国道、県道、駅、公園、官公庁、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、店舗その他これらに類する施設（以下「住宅等」

という。)の敷地から100メートル以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。ただし、墓地の区域及びその周辺の地域の状況、災害防止措置等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

(3) 河川(河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川をいう。)、海又は湖沼(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)に規定する湖沼をいう。)に近接していないこと。

(4) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(5) 墓地を営業しようとする者が所有する土地で、所有権以外の権利が存在しないものであること。

(墓地の構造設備の基準)

第7条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 墓地の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。

(2) すべての墳墓の区画が幅員1メートル以上の通路に接すること。

(3) 通路は、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみにならない構造とすること。

(4) 雨水その他の地表水が停滞しないよう排水路が設けられていること。

(5) 給水設備及びごみ処理設備が設けられていること。

(6) 墳墓の区画の総面積が墓地の面積のおおむね3分の1以下であること。

(7) 墓地の規模に応じた駐車場が設けられていること。

(納骨堂の設置場所の基準)

第8条 納骨堂の設置場所の基準は、寺院若しくは教会又は墓地の敷地内であることとする。ただし、地方公共団体が設置する場合は、この限りでない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第9条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 耐火構造又は準耐火構造(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号及び第7号の2に規定する耐火構造及び準耐火構造をいう。)とし、内部の設備には、不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)を用いること。

(2) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨堂内への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合は、この限りでない。

(3) 適当な換気設備が設けられていること。

(火葬場の設置場所の基準)

第10条 火葬場の設置場所の基準は、住宅等の敷地から250メートル以上離れていることとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(火葬場の構造設備の基準)

第11条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 火葬場の境界には、樹木等による障壁が設けられていること。

(2) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室及び緑地が設けられていること。

(3) 火葬炉には、防じん、防臭及び防音について十分な能力を有する装置が設けられていること。

(4) 適当な遺体保管室、収骨室及び残灰庫が設けられていること。

(基準の緩和等)

第12条 市長は、法第10条第1項又は同条第2項の規定による墓地等の経営又は変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の設置が第5条第1項第5号（同条第2項において準用する場合を含む。）に該当するものであるときは、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生上支障がないと認められる範囲内で第7条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(工事の完了の届出等)

第13条 墓地等の経営の許可を受けた者（以下「墓地等の経営者」という。）は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(経営許可の申請)

第14条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営許可の申請書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 墓地等の位置図

(2) 墓地にあつては周囲100メートル以内、火葬場にあつては周囲250メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

(3) 墓地等の敷地の登記事項証明書、字図及び求積図

(4) 墓地等の構造設備を明らかにした図面

(5) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類

(6) 墓地等の事業計画書及び収支予算書

(7) 墓地及び納骨堂にあつては、使用料及び管理料の額を示した書類（個人が申請する場合を除く。）

(8) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、定款又は規約の写し、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

(9) 地縁による団体が申請する場合にあつては、当該団体の構成員全員の代表者への委任状（前号に規定する場合を除く。）

(10) その他市長が必要と認める書類又は図面

(変更の許可の申請)

第15条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可の申請書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 変更の内容を明らかにした図面

(2) 変更に係る前条各号に掲げる書類又は図面

(3) 改葬を必要とする場合には、改葬の内容を明らかにした書類

(廃止の許可の申請)

第16条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可の申請書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 第14条第1号、第3号、第8号及び第9号に掲げる書類及び図面

(2) 墓地及び納骨堂にあつては、改葬の内容を明らかにした書類

(3) その他市長が必要と認める書類又は図面
(条件)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可に条件を付することができる。

(経営者の講ずべき措置)

第18条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 墓地等が破損し、又はそのおそれがあるときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全対策を施すこと。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の杵築市墓地、埋葬等に関する条例（平成12年杵築市条例第11号）、山香町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例（平成12年山香町条例第9号）又は墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年大田村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年9月22日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の杵築市墓地等の経営の許可等に関する条例第2条第1項第2号に規定する公益財団法人には、当分の間、次に掲げる法人を含むものとする。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する特例財団法人（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消された者を除く。）

(2) 整備法第45条の認可を受けた一般財団法人（申請の際現に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の許可を受けて大分県内において墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者に限る。）

附 則（平成21年9月18日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。